

◆*◇今月のテーマ◇*

1. テレワークの導入について
2. 職場の受動喫煙防止対策
3. 最低賃金の改定

1. テレワークの導入について

東京オリンピック・パラリンピック開催まで、あと一年を切りました。オリンピック期間中の混雑緩和に向け、政府もテレワークの実施を呼びかけています。東京大会前の本番テストとして、2019/7/22～9/6の約1か月間を「テレワーク・デイズ2019」とし、テレワークが一斉実施されました。

昨年の「テレワーク・デイズ2018」では、参加団体数約1,682、実施者数のべ30万人で、23区への通勤者がのべ40万人減という交通削減効果がありました。オフィスコストについても、消費電力、事務用紙、残業時間に削減効果が見られました。

オリンピック期間のみならず、働き方改革が叫ばれる昨今、テレワーク導入を検討する企業も増えているのではないのでしょうか。

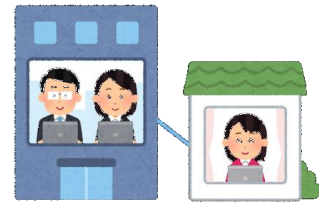
テレワークを導入する場合には、就業規則などにテレワーク勤務に関して規定しておくことが必要です。この場合、就業規則本体に直接規定する場合と、「テレワーク勤務規程」といった個別の規程を定める場合があります。いずれの場合も、テレワーク勤務に関する規程を作成・変更した際は、所定の手続きを経て、所轄労働基準監督署に届け出ることが必要です。

例えば、テレワーク勤務について、就業規則に次のことを定める必要があります。

- テレワーク勤務を命じることに関する規定
- テレワーク勤務用の労働時間を設ける場合、その労働時間に関する規定
- 通信費などの負担に関する規定

厚生労働省では、テレワーク普及促進関連事業として相談センターや、時間外労働等改善助成金（テレワークコース）を設けています。

詳しくは厚生労働省のHPをご確認ください。



★厚生労働省HP★

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko_you_roudou/roudoukijun/shigoto/telework.html

2. 職場の受動喫煙防止対策

健康増進法が改正され、平成22年2月には「受動喫煙防止対策」についての厚生労働省健康局長通知により多数の者が利用する公共的な空間については、原則全面禁煙であるべきとされ、また受動喫煙防止対策を求め、将来的には全面禁煙を目指すことが求められました。

世界的には世界保健機関（WHO）によりWHOたばこ規制枠組条約が平成17年2月に発効され、日本での取り組みとして、職場における安全衛生対策の一環として、受動喫煙防止対策の方向性が示されました。そして、いよいよ2020年4月から「原則屋内での禁煙が義務化」されます。

事業者が取り組む対策として、

- ①全面禁煙：建物や車両内全体を常に禁煙とする
- ②空間分煙：喫煙室でのみ喫煙を認め、喫煙室以外の場所を禁煙とする

とされております。

職場での受動喫煙防止対策を行った事業主には、設置や改修費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策

助成金」制度があり、最大100万円の助成が受けられますので、積極にご活用下さい。助成の対象となる措置は次の通りです。

- ①喫煙専用室の設置・改修
- ②加熱式たばこ専用喫煙室・シガーバーなどの設置・改修
- ③屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修
- ④換気装置などの設置・改修（既存特定飲食提供施設のみ）

それぞれ「入り口における風速が0.2m/s以上であること」、「改正健康増進法の基準に適合する設備であること」などの基準がありますので、詳しくは厚生労働省のHPにてご確認ください。



★厚生労働省HP★

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko_you_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

3. 最低賃金の改定

いよいよ来月10月から全国の最低賃金が改定されます。最低賃金とは国が定めた最低限の賃金のことです。最低賃金法に基づき最低賃金制度が設けられ、雇用主は最低賃金以上の金額を労働者に支払わなければいけません。

最低賃金には「特定（産業別）最低賃金」と「地域別最低賃金」の2種類があり、このうち「地域別最低賃金」は毎年10月に改訂され、各都道府県の最低賃金審議会の意見をもとに、各労働局長が決定します。

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその雇用主に適用されます。

さて今回の改定では、最低賃金が26～29円引き上げられ、全国平均が時給874円から時給901円となりました。

東京都と神奈川県がはじめて1000円を上回り、鹿児島県も全国最下位でしたが、10月からは大分や熊本と同額になり地域間の格差が少し是正されました。政府の方針では全国平均1000円を目指すということですので、今後も最低賃金の増額が予想されます。

★厚生労働省HP★

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko_you_roudou/roudoukijun/index.html

SATOコラム

◇取扱要領に沿った書類の提出をお願いします◇

育児休業給付金の初回申請について、ハローワークで審査を行う際に、下記のような添付書類の内容不足について、電話等で確認が取れたものは受理いただけなかったことがありましたが、不完全な場合は返戻されることが増えています。これまで受理されていたものでも、追加で書類を依頼させていただく場合があります。今一度、取扱要領に沿った必要書類をご確認ください。

① 延長時の添付書類について

延長時に添付する不承諾通知書について、入所月の記載が無いものでも受理いただく場合もありましたが、最近では入所月の記載が無いものでは、不承諾通知書に加えて疎明書や、現在保育園に入所できていないという証明も求められています。

② 不妊治療の要件緩和について

添付する診断書について、以前は治療期間が明確に記載されていないものでも受理される場合もありましたが、現在は治療期間が記載されていないものは返戻されています。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒065-8631

北海道札幌市東区北5条東8丁目1-33

TEL：011-351-3010

